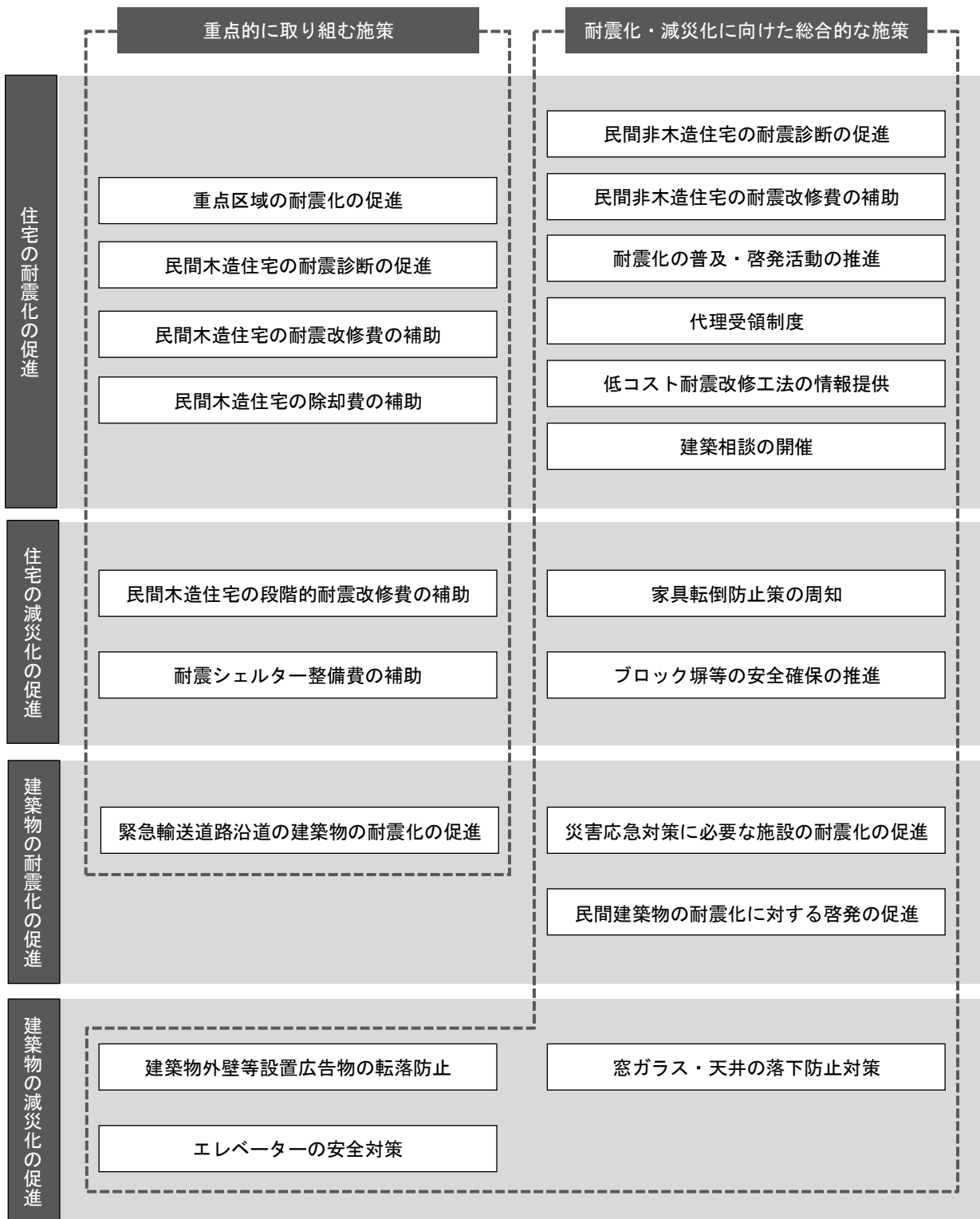


第7章 耐震化・減災化促進の具体的な施策

7.1 施策の体系

住宅・建築物の耐震化・減災化を進めるにあたり、施策の体系を以下に示します。



7.2 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化を促進するためには、まず耐震診断を行い、住宅それぞれの耐震性を的確に把握する必要があります。そのために無料耐震診断や耐震改修などに係る補助制度、安全対策に関する情報などを市民に知ってもらうための普及・啓発活動に努めます。

また、耐震性がないと判断される市内の住宅は、5,280棟と推計されるため、耐震化率の向上を目指すために木造住宅の耐震化を重点的に促進していきます。非木造住宅についても、総合的施策として耐震化の促進を図ることとします。

現在、耐震診断や耐震改修費の補助を実施していない非木造住宅についても、耐震診断や耐震改修費への補助制度を検討します。また、旧耐震基準で建築された木造住宅を取り壊す場合、その費用への補助を検討します。

(1) 重点区域の耐震化の促進【重点的に取り組む施策】

重点施策として、第6章の6.2で設定した重点的に耐震化を進める区域の耐震化を促進するため、ダイレクトメールの送付や住宅所有者からの意見の聞き取りを行うなど、建築物耐震化の普及・啓発に努めます。

区 分	内 容
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる住宅所有者へのダイレクトメール送付による耐震化の啓発 ○対象となる住宅所有者への意見の聞き取りによる耐震化ニーズの収集と普及促進 ○町内会などに出向き耐震化に関する講演を実施し、耐震化を啓発

(2) 民間木造住宅の耐震診断の促進【重点的に取り組む施策】

本市では、旧耐震基準で建築された民間木造住宅に対して無料で耐震診断を実施しています。今後も耐震診断の普及に努めます。

●民間木造住宅への耐震診断	
概 要	<p>【診断対象】</p> <p>次の①と②及び③を満たす木造住宅</p> <p>①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅</p> <p>②2階建以下の在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅</p> <p>③現に居住の用に供している住宅</p> <p>※賃貸・共同住宅の場合は居住者の同意があること。</p>

(3) 民間木造住宅の耐震改修費の補助【重点的に取り組む施策】

木造住宅の耐震化を促進するため、本市では、耐震改修工事費への補助を行っています。今後も補助制度の普及促進に努めます。

●民間木造住宅耐震改修費への補助	
概 要	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で、市が実施する無料耐震診断の結果、判定値が 1.0 未満と判定された住宅 <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判定値が 0.7 未満の場合に、判定値を 1.0 以上とする耐震改修工事 ・判定値が 0.7 以上 1.0 未満の場合に、判定値に 0.3 を加算した数値以上とする耐震改修工事

(4) 耐震化の普及・啓発活動の推進

重点施策とは別に、2 次的目標として市全域を対象とした耐震化の普及・啓発活動を推進するため、インターネットやパンフレットにより防災や耐震化について必要な情報の提供に努めます。また、耐震制度の案内文書を送付するなど啓発活動に取り組みます。

また、市民一人ひとりが、災害に対する危機意識と防災への関心を持つための取り組みとして、地元組織と連携して耐震化の必要性についての周知に努めます。

区 分	内 容
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットや広報等による建築物耐震化の情報提供 ○地元自治会を通じた耐震制度の案内文書の配布等 ○愛知県が行っているアドバイザー制度の情報提供

(5) 民間非木造住宅の耐震診断の促進

非木造住宅は、一般的には木造住宅よりも耐震性に優れているとされていますが、旧耐震基準で建築された住宅では耐震性に問題があるおそれがあるため、耐震診断を行う場合にその費用に対する支援を検討します。

●民間非木造住宅の耐震診断	
概 要	<p>【診断対象】</p> <p>次の①と②を満たす非木造住宅</p> <p>①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された非木造住宅</p> <p>②戸建て住宅、長屋、併用住宅及び共同住宅 (併用住宅の場合は 1/2 以上が住宅であること。)</p>

(6) 民間非木造住宅の耐震改修費の補助

民間非木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修に関する補助制度について研究します。また、旧耐震基準で建築された分譲マンションなどに対しても、管理組合に働きかけるなど耐震化の普及促進を図ります。

区 分	内 容
主な施策	○非木造住宅（戸建て、併用住宅、長屋、共同住宅）の耐震改修費への補助の検討 ○マンション管理組合への耐震化に関する情報提供

(7) 民間木造住宅の除却費の補助【重点的に取り組む施策】

地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧耐震基準で建築された民間木造住宅を取り壊す場合の除却工事費用への補助を行います。

区 分	内 容
主な施策	【補助対象】 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で、市が実施する無料耐震診断の結果、判定値が 1.0 未満と判定された住宅 【対象工事】 ・地震による倒壊等の被害防止を目的として、全て解体する除却工事

(8) 代理受領制度

建物所有者等（申請者）が本市の補助金を受けて耐震等関連事業（耐震改修工事等）を行う場合に、補助金の受領を事業者へ委任することで、補助金相当額が支払いから控除され、工事等に準備する資金の負担軽減によって、補助制度の活用を促進します。

区 分	内 容
主な施策	○木造住宅耐震改修費補助金、木造住宅段階的耐震改修費補助金、木造住宅耐震シェルター整備費補助金、戸建住宅除却工事費補助金、ブロック塀等撤去工事費補助金に対して、補助金の受領を事業者へ委任することで、補助金相当額が支払いから控除

(9) 低コスト耐震改修工法の情報提供

本市では、愛知県と協調し、耐震診断事業や耐震改修費の補助事業を行っています。しかし、耐震改修に必要な費用は増加傾向にあり、耐震化の普及促進を図る上で課題であることから、低コストで簡易な耐震改修工法の開発とその普及が不可欠となっています。

このため、低コストで簡易な耐震改修工法の情報収集に努めるとともに、建築物所有者へ情報提供することにより、耐震化の普及に努めます。

区 分	内 容
主な施策	○耐震工法の研究発表会等における情報収集 ○耐震改修希望者に対する耐震改修工法に関する情報提供

(10) 建築相談の開催

地元建築士による無料建築相談を開催し、耐震診断や耐震改修を希望する市民への情報提供を図ります。

区 分	内 容
主な施策	○建築相談による、耐震診断や耐震改修を希望する市民への耐震化に関する情報提供

7.3 住宅の減災化の促進

耐震性の低い住宅の全壊を防ぐため、耐震改修工事を2段階に分けて行う場合にも改修費に対する補助を行います。耐震化の促進による耐震化率の向上を図ることを優先事項としますが、耐震化が困難な住宅に対しても「最低限、人命を守る」という観点から減災化の促進を図ります。

また、地震時における家具の転倒による人的被害の発生や、避難・救援活動への支障となる住宅のブロック塀倒壊など、二次災害の発生防止にも努めます。

(1) 民間木造住宅の段階的耐震改修費の補助【重点的に取り組む施策】

特に耐震性に劣る住宅で、耐震改修費の負担が大きい民間木造住宅が、2段階に分けて耐震改修工事を行う場合に、工事費への補助を行い、住宅への地震による被害の軽減を図ります。

●民間木造住宅の段階的耐震改修費への補助	
概要	<p>【補助対象】 昭和56年5月31日以前に着工され、現に居住している木造住宅で、市が実施する無料耐震診断の結果、判定値が0.4以下と判定された住宅</p> <p>【対象工事】</p> <p>◇1段階目改修</p> <ul style="list-style-type: none">・判定値を0.7以上1.0未満にする耐震改修工事 <p>◇2段階目改修</p> <ul style="list-style-type: none">・判定値を1.0以上にする耐震改修工事

(2) 耐震シェルター整備費の補助【重点的に取り組む施策】

高齢者及び障がい者世帯の住宅では、耐震化が進まない傾向にあります。このため、住宅が倒壊しても人命を守ることができる安価な手段として、寝室等の個室を補強する工法である耐震シェルターの整備を促進します。

●耐震シェルター整備費への補助	
概要	<p>【補助対象】</p> <p>①昭和56年5月31日以前に着工され、現に居住している木造住宅で、市が実施する無料耐震診断の結果、判定値が0.4以下と判定された住宅</p> <p>②65歳以上の高齢者か身体障害者手帳等の交付を受けた身体障がい者が同居する世帯</p> <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅内の個室への耐震シェルター整備

(3) 家具転倒防止策の周知

地震時における家具の転倒は、死傷の原因となり、出入り口を塞ぎ、避難等に支障をきたすおそれがあります。このため、家具転倒防止に関するパンフレット等の配布などによる周知を図ります。

区 分	内 容
主な施策	○家具転倒防止対策の周知・啓発

(4) ブロック塀等の安全確保の推進

地震の際にブロック塀が倒壊すると、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路を塞いだりすることにより、避難や救援活動に支障をきたすおそれがあります。このため、ブロック塀の危険性について市民に周知を図ります。また、ブロック塀等の撤去に補助を交付し、生垣への転換には、助成金を交付することによって、減災化の促進を図ります。

区 分	内 容
主な施策	○ブロック塀安全対策の周知・啓発

●ブロック塀等の撤去工事費への補助	
概 要	<p>【補助対象】 既設のブロック塀等を全て撤去する方</p> <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等が道路*や公共施設の敷地に面すること ・ブロック塀等が高さ1m以上あること ・道路改良その他の公共事業の補助対象とならないこと ・尾張旭市ブロック塀等撤去工事費補助金、尾張旭市生垣設置助成金その他これに準ずるものの交付を受けたことのないブロック塀等であること

※本市内における住宅や事業所等から尾張旭市地域防災計画第8章第1節に掲げる避難所や避難地等へ至る経路を補助対象道路とする。

●ブロック塀の生垣への転換補助	
概 要	<p>【補助対象】 既設のブロック塀などを新たに生垣に転換する方</p> <p>【補助要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公道に面し、公道の道路中心線から2m以上離れて敷地内に設置するもの ・生垣の設置する延長が2m以上あること ・樹木の数は、1m当たり2本以上あること ・樹木の高さは、0.9m以上であること ・設置する場所をレンガ等で囲む場合は、その高さは、宅地面から0.5m以下であること

7.4 建築物の耐震化の促進

建築物は、都市機能や生活基盤の基本です。公共建築物・民間建築物を問わず、建築物を地震から守るということは私たちの生活を守ることでもあります。

このため、本市では、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断の必要性や支援策を説明するなど、指導・助言を行うことで耐震改修の促進を図ります。

7.4.1 市が所有する建築物の耐震化状況

市が所有する建築物は、市民が生活を営む上で重要な施設です。

本市が所有する建築物のうち、旧耐震基準で建築された建築物で、耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当しない規模の建築物は、全て耐震性を満足する建物となっています。

7.4.2 民間が所有する建築物の耐震化促進

民間の特定既存耐震不適格建築物については、愛知県や自主防災組織等の地元組織と協力しながら本計画の周知を行い、耐震化の促進を図ります。

(1) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進【重点的に取り組む施策】

地震発生時に緊急車両の通行や住民の避難のために必要となる緊急輸送道路の沿道にある特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行い、耐震化の促進を図ります。

(2) 民間建築物の耐震化に対する啓発の促進

特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断の実施と建築物の耐震改修計画の策定に努めるよう周知します。

また、所有者が耐震改修工事を実施する場合、愛知県と協力して耐震化に関する情報提供や指導・助言を行うなど耐震化の支援を行います。

7.5 建築物の減災化の促進

建築物の耐震化は、建物の倒壊を防ぎ人命を守るために必要な対策ですが、それだけで十分といえません。大規模な地震が発生した場合には、外壁に設置された袖看板や窓ガラス・天井の損壊・落下による被害が想定され、平成 23 年の東日本大震災では、ホールの天井の脱落によって死傷者が発生しました。

本市では、外壁に設置された袖看板、窓ガラス・天井の落下対策やエレベーターの停止による閉じ込め対策を推進し、減災化の促進を図ります。

(1) 建築物外壁等設置広告物の転落防止

建築物の外壁などに設置された看板は、地震時に落下して通行人に被害を及ぼし、避難者や車両の通行の妨げになる危険性があります。

このため、看板の危険性や健全な管理の必要性の周知を図ります。

(2) 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず落下等により避難者や通行人、あるいは建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。

このため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやインターネット等で市民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

(3) エレベーターの安全対策

地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられるおそれがあります。

このため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図るとともに、愛知県及び建築関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進します。

7.6 耐震化・減災化に向けた国、愛知県との連携

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが重要です。

また、国や愛知県と連携を図り、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。さらに、これまで以上に迅速に耐震化・減災化を実行していく必要があります。役割分担を明確にし、所有者等にとって耐震化・減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等に取り組みます。



図-8 国・愛知県・市・所有者等の役割分担

今後は、国や愛知県が掲げる目標（令和7年度までに、住宅の耐震化率95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消）との整合を図り、本計画の目標達成に向けて対策に取り組めます。また、社会情勢の変化や計画の実施状況を踏まえた上で必要に応じて適切に見直しを行い、耐震化・減災化の促進を図ることとします。

目 標
令和7年度までに
・住宅の耐震化率を95%
令和12年度までに
・耐震性が不十分な住宅を概ね解消

